

十六・十七世紀における琉球・南九州海域と海商

深瀬 公一郎

はじめに

国家間や地域間の交流は、ヒト・モノの移動によって支えられている。ヒト・モノの移動の要因は時代や地域によって様々である。例えば冊封・朝貢関係という政治的要因によって外交使節の移動に伴う交流が生まれる場合もあれば、聖地巡礼など宗教的要因によってヒト・モノの移動が生まれる場合もある。そして交易活動という経済的要因によっても活発なヒト・モノに移動が生まれる。このようなヒト・モノの移動を促す要因は、相互に影響しながら変容していくのである。十六世紀の環シナ海域の交流を支えたのは、活発な交易活動である。十六世紀半ば、日本の銀生産の激

増を受け、環シナ海域圏では日本産の銀と中国産の生糸を基軸とした交易が活発化する⁽¹⁾。沖合を黒潮が流れ、島嶼が帯状に連なるという自然環境のもと、南九州から琉球にかけての海域は、日本と中国の浙江や福建地方、日本と東南アジアを結ぶ遠距離交易路の一部となり、環シナ海域圏の交易ネットワークに包摂された。

さて、本稿の目的は、十六世紀後半から十七世紀前半における琉球と南九州の交流の特徴を、国家・地域権力と海商・海民集団との関係から考察していくことにある。

環シナ海域圏の海上交易路上にある琉球王府は、必然的に往来する海商・海民集団と深い関わりをもつことになる。近年の研究では、琉球の国際貿易港である那覇に「倭人」と呼ばれる海商が数多く集まり、東南アジア貿易の寄港地

ともなっていたことが明らかになっており、⁽²⁾ これまで明朝の冊封・朝貢体制のなかでの交流や島津氏との勢力関係など政治外交を前提とした古琉球の対外交流史研究は、⁽³⁾ 海域史の視点からさらなる研究の進展が期待されるようになった。⁽⁴⁾ しかしながら、那覇に集結する「倭人」は決して一様に扱えるものではない。十五世紀には博多商人が多く来航していたのに対し、十六世紀には畿内や南九州などの海商が多く集まっております。⁽⁵⁾ 畿内商人の資本によって交易船が派遣される場合もあれば、戦国大名など地域権力と結びついて交易がおこなわれる場合もある。また日本に^{ヤマト}拠点をもつ海商だけでなく、薩南諸島の海民集団なども琉球貿易に参画しており、この海域を往来する海商・海民集団を重層的・複合的に捉える必要がある。そこで本稿の課題の一点目として、南九州に拠点を置き島津氏と関係が深い海商、薩南諸島の海民を中心に構成され琉球王府と関係が深い海民集団をそれぞれ取り上げ、その活動の特徴を考察していきたい。

本稿の課題の二点目として、海商・海民集団が国家・地域権力とどのように関わっていたのかを考察していく。国家や地域権力が主導する交流は外交である。古琉球期の王府は、将軍だけでなく大内氏や相良氏などの守護大名、種子島氏や肝属氏などの南九州の国人まで多様な通交関係を

結んでいた。⁽⁶⁾ そのなかで十六世紀にもっとも使節の往来が多かったのが、海を挟んで隣接する南九州の島津氏である。琉球王府や島津氏の外交を支えた集団としては、禅僧の活動がすでに明らかにされている。⁽⁷⁾ 一方で、海商・海民集団については商人としての交易活動が知られているものの、外交の担い手としての側面についてはほとんど明らかになっていない。しかし、この時代の交流をもっとも特徴づけるのは海商・海民集団の活動であり、彼等の往来を基盤とした交流である以上、外交においても重要な役割・意義があったと考えられる。そこで本稿では、海商・海民集団の外交における役割・意義について考察したおきたい。

本稿の課題の三点目として、国家・地域権力が海商・海民集団にどのように関わり統制を図っていたかを考察していききたい。十六世紀末から十七世紀前半は、海賊停止令などを通じて国家による海民統制が進められていった時期である。⁽⁸⁾ 本稿では、島津氏の大名称力が確立していきなかつたなかで、海商・海民集団がどのようにに統制され大名権力に組み込まれていったのかを考察していききたい。そのうえで、海商・海民集団によって特徴づけられる交流形態が変容していく様相をみていききたい。

第一章 琉球王府・島津氏外交と海商・海民集団

第一節 十六世紀後半における琉球・南九州の海域情勢

まず十六世紀後半における琉球から南九州の海域情勢と、琉球王府・島津氏の動向を確認しておきたい。十六世紀中頃における中国から日本への海上航路を『日本一鑑』・「桴海図経（巻一）」の「万里長歌」から概略すると、中国福建（「梅花」）から台湾（「鷄籠山」）を経て琉球（「大琉球那覇」）に至り、その後北上して七島灘（「七島峽」）を越えて大隅半島の湊（「大泊」）を東上し、日向の諸湊（「門浦」・「細島」）を経て豊後に至る航路が記されている。この海上航路を多くの商船が往来していた様子を、『日向記』は次のように記述している。

【史料一】⁽¹⁰⁾

山東の人数瀬平に打寄、今一度飢肥を退治せんと、先東光寺を定として外の浦を破る、比は同月廿日なりしかも、其比外浦には琉球船唐船着に依て、山東の人数金欄緞子綾錦、種々の珍物をかひ取り、弓鏢に付て荷事無限

一五六三年八月、伊東氏が日向の外浦を占領した際の様子である。外浦は『日本一鑑』の「門浦」に比定される海外交易港である。このとき外浦には琉球船・唐船が来航し「金欄緞子綾錦、種々の珍物」といった海外交易品がもたらされているなど、海外貿易に賑わう様子を知ることができる。

日向までもたらされた交易品は、さらに瀬戸内へと運ばれる。瀬戸内の能島村上氏は、日向・薩摩を経由して畿内へ送付される唐荷に対して「唐荷駄別役錢」を京・堺の商人から徴収しており、⁽¹¹⁾『日本一鑑』に記された海上航路は日向からさらに瀬戸内を経由して畿内へと続いていたことになる。このように十六世紀中頃の琉球・薩南諸島・大隅半島・日向を結ぶ海上航路は、福建から畿内を結ぶ海上交易路として位置づけられるのである。

さて、南九州を支配する島津氏と琉球諸島を支配する琉球王府は、ともにこの海上交易路上にある。そのため十六世紀後半には、周辺の湊を含めた海域の情勢や往来する海商の活動が、琉球王府と島津氏との外交関係にも大きな影響を与えることになる。ここでは、薩琉関係のひとつの転機とされる一五七五年前後の島津氏・琉球王府、さらに周辺海域の情勢について、一五七七（万暦五）年の島津義久宛中山王書状から確認しておきたい。

【史料二】⁽¹²⁾

今年之祝言千欽萬喜珍重々々、抑紋船已後絶音問候、
 然者三州^②之于戈被撻、堅甲利兵之凶徒、悉入于御手裡
 之由承及、愚國怡悦不少候、又翌年大明封王使當國ニ
 可有渡海之条、彼此為可令申、今度天界修翁和尚尚令
 上着候、如往古已来、守旧規修隣交候、輕微之音塵録
 于別楮、恐惶不宣

萬曆五丁丑年閏八月廿又一日

中山王

謹上 嶋津修理大夫殿

まず傍線①には、「紋船」以後に島津氏と琉球王府との間に使節の往来が途絶えている状態が示されており、島津氏と琉球王府の関係が悪化していたことがわかる。その原因となった「紋船」とは、一五七五（天正三）年の島津義久家督相続祝賀の使節派遣を指す。このとき、義久祝賀使節派遣の遅延問題、島津氏使節に対する琉球での待遇問題、島津氏の発給する印判の優位性の問題などについて、島津氏が態度を硬化させたことにより両者間の外交関係が悪化していたのである。⁽¹³⁾

次に傍線②では、島津氏が南九州で勢力を拡大させてい

たことが示されている。一五七六（天正四）年、島津氏は対立していた大隅の肝属氏を日向に退出させた。また日向の伊東氏との対立においても一五七二（元龜三）年五月の木崎原の戦い、一五七六（天正四）年八月の高原城の戦いにおいて島津氏は伊東氏を破り、日向南部地域の制圧に乗り出していた。日向南部には外浦のほかにも油津・串間・福島など琉球貿易と深く関わる湊がある。琉球へ来航する日本商船の寄港地を島津氏が支配下においたことは、琉球王府の対島津氏外交にも影響を与えることになる。琉球王府にとって島津氏の存在は軽視できないものとなっていた。一方、琉球王府をとりまく状況については、③に示されている。琉球王府では国王尚元が死去、世子尚永への冊封使来琉が迫っていた。冊封使は、熟練した船員を確保して琉球へ渡海する必要があり、そのために船員には那覇での取引を許可していた。これを評価貿易という。評価貿易での取引を成立させるために、琉球王府は那覇に多くの日本商船が来港させておく必要があった。日向を含めた南九州の諸港を制圧した島津氏が、悪化した外交関係を理由に那覇へ向かう日本商船の渡航を妨害するようなことは、琉球王府としては避けたかった。そのため悪化した島津氏との関係を良好化させる必要があったのである。

第二節 琉球王府外交と海商

一五七七（天正五）年十一月、伊東氏の内紛に乗じて日向南部へ侵攻、同年十二月、伊東氏は大友氏を頼って日向から退去した。これにより島津氏は琉球との海上航路である南九州海域にさらに強い影響力を持つことになった。そこで琉球王府は、一五七八年に再度使節を島津氏に派遣し、悪化した島津氏との外交関係を好転させようとする。このときの琉球王府と島津氏の書状から、両者間の外交を担った集団についてみていきたい。

【史料三】⁽¹⁴⁾

當年之御慶重疊申納候、仍今度七嶋船之便ニ傳承、山東之人衆各々無刀ニ參上被申之由承候、千喜萬悅此事候、不圖妙嚴寺為使僧為御喜被令上着候、毎事可然之様ニ御取合頼存候、乍輕微大平布五拾端令進献之、聊表禮儀計候、委曲付于御使節之舌頭、恐惶謹言

萬曆六年戊寅 孟夏初五日

謹上 麿嶋奉行御中

【史料四】⁽¹⁵⁾

季春之嘉祥、愉悦多幸々々、抑日陽之凶徒退治故、弥以康寧之處、剩去冬霜月中旬之一戦、豊後士卒四万餘騎誅伐之条、三州之利運不及是非、依其謂、豊築肥諸侍當家可為幕下之旨、湛々籌策之間、凡被属感慮、九州大半帷幄中候、兼又貴邦就先非、累年商賣船令停止畢、然處毎々任御懇望、翻鬱憤、今度國吉丸渡海候、被應先規馳走最肝要候、随而中紙八〇〇帖進之候、寔表祝礼迄候、巨細者山下筑後拯可申達候、恐々不宣、

天正七年三月廿七日

琉球國 三司官

各老中

池城
那呉
國上

【史料三】では、琉球王府からの外交使者として妙嚴寺僧が派遣されている。⁽¹⁶⁾ 【史料二】では使者として天界寺僧が派遣されており、琉球王府の外交使者として禅僧が派遣されていたことがわかる。一方、一五七〇（元龜元）年に義久家督相続を告げるために島津氏が琉球へ派遣した使者は、禅僧の広濟寺雪岑である。⁽¹⁷⁾ このように島津氏と琉球王府との間の交渉で禅僧が外交官の役割を果たしていたことは、村井章介氏や伊藤幸司氏らの研究によって明らかになっている。⁽¹⁸⁾ ここでは外交を担った集団として禅僧だけでなく

琉球三司官

「七嶋船」に注目したい。七島とは、薩南諸島のトカラ列島のことで、七島船とはこのトカラ海域を拠点とする七島衆の商船である。⁽¹⁹⁾【史料三】では、島津氏の日向南部制圧の情報、琉球王府がこの七島衆より得たとされていることから、この時期に七島衆が琉球・南九州の海域を往来していたことがわかる。一方、【史料四】では「累年商賣船令停止畢」と島津氏老中が述べていることから、一五七五年の「あや船一件」より島津氏の直営船あるいは島津氏の影響下にある商船は琉球に派遣されていなかったこととなる。そのなかでも七島衆が往来していたということから、七島衆は島津氏の貿易統制を受けていないことになる。七島衆のように島津氏の完全な統制下にはない海商が琉球と日本を往来していたことは、次の史料からも明らかである。

【史料五】⁽²⁰⁾

以先年一翰、日州商人之儀雖申渡候、于今無一途、剩地下人之品滞在候乎、殊更彼等依才覚到日向数年御膠漆之儀顯然候、慮外不及是非候、者被任其筋、自今以後者、对当邦、鼎之儀可被仰事肝要候、若商等於無信用候、此等故両国可為阻隔之基候哉、事々期後音之時候、恐々

日州商人との貿易を止めるように島津氏老中が琉球王府に圧力をかける内容となっている。【史料五】の年代は不明だが、日州商人の貿易を阻害していることから、島津氏が日向南部を制圧していく一五七五年前後の史料と推定される。注目されるのは、日州商人と琉球王府が「膠漆」な関係とされていることである。琉球王府は、島津氏の統制下にはない海商と強く結びつき、港市・那覇の交易ネットワークを維持していたのである。その海商が七島衆であり日州商人であった。さて、外交における七島衆の役割は、島津氏の情勢を琉球王府に伝えるだけではない。

【史料六】⁽²¹⁾

遙申隔候事、本意外候、乍去、貴國當郡（邦）隔心之故如此候、猶心緒者聊無疎義候、仍今度七嶋船被差下候、以其次、自其許御頼之屏風・扇子令進献候、尤然々⁽²²⁾以使節可渡進之處、前如申、當時霍執之故、態不能其儀候、自然者聊尔於取沙汰共候者、無疎意之段、於禁中も可被達事憑存候、彼屏風事、狩野法眼私宅へ拙子

令参入、口達候、無其隠候、彼是能御取合所仰候、餘者期後音之時、恐惶謹言

八月廿四日

(花押)

忠棟(判)

圓覚寺

参衣鉢閣下

【史料六】の差出人である忠棟とは島津氏重臣の伊集院忠棟のことである。一方、宛所の円覚寺とは禅僧で王府の外交僧である。【史料六】では「狩野法眼」に直接注文した屏風を伊集院忠棟が円覚寺に贈っているが、この屏風の贈答はたんなる私的なものでない。狩野派の屏風は贈答品として国内だけでなく明朝や朝鮮王朝に対しても贈られていたが、ときには屏風という美術品が外交交渉に利用されていた。²²【史料六】でも狩野派の屏風を仕立て琉球王府の外交僧に贈っていることから、島津氏の外交的な意図が推察される。【史料六】のなかで当時の島津氏と琉球王府との外交関係をみると、傍線①・傍線②から両者は「隔心」・「霍執」のなかで使節の派遣も控えられており、かなり悪化していたことがわかる。伊集院忠棟は交渉打開の糸口を見出すべく、琉球王府の外交僧である円覚寺に屏風を贈っていたのである。そのことは、傍線③において疎意の無い

ことを「禁中」すなわち琉球国王に対しても円覚寺を通じて伝えるようにと述べていることからわかる。伊集院忠棟から円覚寺への屏風の贈答の背景に、島津氏が円覚寺を通じて外交交渉の打開を図ろうとしていたことがあった。さて【史料六】でもう一つ注目されるのは七島船の動向である。島津氏と琉球王府との間で外交交渉が暗礁に乗り上げ使節派遣も控えられていた。このような膠着状態のなか、正式な外交使者に代わり屏風を琉球に持ち渡り、伊集院と円覚寺との交渉を仲介したのが七島衆であったことになる。このことから【史料三】でも、たんに七島船が島津氏の日向制圧の情報で琉球王府に伝えただけでは考えがたく、おそらく島津氏からの外交的意図を琉球王府に伝えたと考えられる。

第三節 島津氏外交と海商

では、次に島津氏側の外交使者に注目したい。【史料四】では「巨細者山下筑後拯可申達候」とあることから、島津氏からは使者として「山下筑後拯」が派遣されていることがわかる。この「山下筑後拯」とは、山下宗安あるいは山下筑後入道正城とも称した人物である。²³島津氏の外交使者を務めた山下宗安がどのような人物であったのかを知るには、彼が乗船した「國吉丸」が手がかりとなる。【史

料四】で國吉丸は数年ぶりに派遣される「商賣船」すなわち貿易船であったことがわかる。さらに貿易船の派遣を三司官に伝えるとともに「馳走最肝要」としていることから、島津氏の直営する貿易船と考えられる。では、島津氏はなぜ「累年商賣船令停止」をやめて、貿易船を派遣したのであろうか。その理由は、同年に琉球へ派遣された冊封使にある。冊封使来琉時におこなわれる評価貿易への参画をねらい、島津氏は貿易船國吉丸を派遣したのである。

さて、このように國吉丸が冊封使との評価貿易を目的とした島津氏の直営貿易船であったことから考えると、この船に乗船している山下宗安は貿易に携わる者、すなわち海商ということになる。

山下宗安のように島津氏の外交使者となった海商として、鳥原宗安がいる。鳥原氏は、坊津に拠点を置いた海商の一族で、一五八四(天正十二)年には鳥原掃部助が琉球渡海朱印状を交付されるなど琉球貿易に携わっていた。²⁴海商・鳥原宗安の外交使者としての活動について『薩州唐物来由考』には次のようにある。

【史料七】⁽²⁵⁾

覚

①一、銀子壹貫目者

一、白糸五拾五斤者

一、沈香九拾貳斤者

右者先年 太閤様川内江御下向之折節、竜伯様御礼被成候刻、御用之由被仰付候之間、御奉公申上候、此御使東郷安房入道殿・加世田五郎左衛門尉殿にて候、

②一、先年ういひん唐仁帰國之時分御使被仰付、漢南へ

罷渡候、然處ニ此方より之乗舟ハ□舟ニ而、帰朝難成候之故、於福州拾貳万斤舟一艘所望仕候、右禮儀申候而可然之由、ういひん被申候之条、銀子五百目并刀一腰・鉄炮壺丁此方乗舟ニ相添、福州役人衆へ相渡申候、此等之様子江川休右衛門尉・藤井三郎右衛門尉存にて候、右之唐舟拙者帰朝申候以後、泊之津假屋山下志摩丞申請、呂宋江罷渡被申候、又筑後之弥次右衛門尉申請、安南國江兩度被罷渡候、三度之運賃 公儀へ上納之由承候

③一、琉球江為御使、慶長十一年より同十三年迄打ちつゝき三度罷渡候へ共、御扶持方不被下候、

右條々御奉公申上候通、公儀へ御託申上度存事ニ候之間、撰州様江為御内證御披露奉頼候、已上、

戌六月廿三日

鳥原對馬入道(花押)

園田五郎右衛門尉殿

まいる

①条では、島津氏が秀吉に降伏する際に、鳥原宗安が「銀」・「白糸」・「沈香」を献上している。「白糸」・「沈香」は中国・東南アジアからの輸入品であることから、鳥原氏が中国・東南アジア貿易にたずさわっていた海商であったことがわかる。

②条・③条において鳥原宗安の外交使者としての活動が述べられている。まず②条では「ういひん」の帰国のために使者として明に派遣されていたことが記されている。「ういひん」とは茅国科とのことで、朝鮮の役で島津軍が撤退するときに明軍から供出された人質である。徳川家康と島津氏は、この人質送還を機に対明交渉をすすめようと図り、一六〇〇（慶長五）年に鳥原宗安を使者として明に派遣していた²⁶。

③条には琉球王府への使者としての活動が記されており、一六〇六（慶長十一）年から一六〇八（慶長十三）年までの間に琉球へ使者として三度渡海したとある。一六〇六（慶長十一）年、琉球に尚寧即位のための冊封使が明から渡海していた。徳川家康と島津氏は、冊封使を通じての対明交渉を図り、文之玄昌に「呈大明天使書」を作成させ²⁷、鳥原宗安を使者として琉球に派遣した。鳥原宗安には「ういひん」送還時からの交渉の継続を期待したのである。続く一六〇七年と一六〇八年については、鳥原宗安が渡海し

たという明確な記録はない。しかし、一六〇七年に山口直友が島津氏に対して琉球への遣使を促すなど数度にわたって島津氏と琉球王府との間で使者が往来しており²⁸、これに鳥原宗安が関わっていたと思われる。琉球出兵直前の時期に、島津氏と琉球王府との間でのぎりぎりの交渉に海商の鳥原宗安が使者として派遣されていたことになる。

以上から、島津氏と琉球王府との間の外交交渉に海商たちが深く関わっていたことがわかる。薩琉外交は、海商によって支えられた、いわば「海商外交」が展開されていたのである。

山下宗安や鳥原宗安などの海商には島津氏の外交使者となる利点があった。琉球貿易には薩摩・大隈・日向の商人だけでなく、七島などの島嶼を支配する海民集団や畿内商人も参画していた²⁹。琉球貿易に参画する海商たちは、必ずしも友好的な関係であったわけではない。例えば、七島衆は拠点であるトカラ列島を日向の兵船に襲われたり、あるいは薩摩に渡海する途上で襲撃されるなど³⁰、琉球貿易に参画する海商たちは厳しい競合関係にあった。そのなかで、山下宗安や鳥原宗安は外交使者として島津氏の直営貿易船を運営することで、他地域の商人より優位に琉球貿易に参画することができたのである。一方、陸の支配者である島津氏は、山下宗安や鳥原宗安を利用して琉球貿易に

参画するとともに、海商の交易ネットワークを利用して琉球王府との外交交渉を進めることができた。一方で七島衆や日向の海商もまた琉球王府と結びつくことによって琉球貿易に参画し、ときには島津氏と琉球王府の交渉を仲介する場合もあったのである。

以上のように十六世紀後半の琉球・南九州の海域は、活発な交易活動によって、海商たちの交易ネットワークが形成されていた。そのなかで、海商たちは禅僧とともに薩琉間を往来し、島津氏と琉球王府との外交交渉を支えていたのである。

第二章 島津氏の湊支配と海商

第一節 海商による南九州の湊管理

海上を往来する海商たちにとって、拠点となる湊は重要である。その湊を支配する国家や地域権力の動向は、海商の活動にも大きな影響を与えることになる。本章では、湊を支配する陸の地域権力・島津氏と海商との関係について、その変遷を考察していく。

まず山下宗安のその後の活動からみていきたい。一五八三（天正十一）年、足利義昭の派遣した布施治部少輔が坊津を訪れた。このとき布施のために宿などの手配を命じら

れたのが山下宗安である⁽³¹⁾。この時期、山下宗安は琉球や中国大陸へ向かう対外港・坊津に拠点を置き、坊津の湊役人をつとめていたことになる。

一五九五（文禄四）年、山下宗安は坊津を離れ、波見湊に移封となり「東目三津」での異船の監視を命じられる⁽³²⁾。東目とは大隈半島東岸のことで、波見はその大隅半島の肝属川河口付近の湊である。異船だけでなく国内の廻船衆の統制についても、次の史料から具体的に知ることができる。

【史料八】⁽³³⁾

覚

波見之儀任先例彼在郷之儀貴所へ被給候、無別儀格護肝要候、此地に堪忍候廻船之衆、是は貴所以下知、公儀御礼等節は可相閉目等也、為後証令□入候、少も異儀有ましく為存知候 恐々謹言

二月廿一日

伊右左入

幸侃

山下宗安 参

傍線①から、波見湊にはこの航路を往来する廻船衆が寄港していたことがわかる。廻船衆との関係について傍線②から、島津氏に対して波見に寄港した廻船衆が「御礼」な

どをおこなう際には、山下宗安の下知によっておこなうことになっている。山下宗安は、南九州海域を往来する廻船衆を、湊役人として島津氏に取り次いでいたことになる。山下宗安自身も海商であったことも考え合わせると、海商が周辺海域の廻船ネットワークの統制を委ねられていたことになる。

山下宗安のように海商が湊役人に任じられていた事例は、藤原惺窩の『南航日記残簡』にみられる。藤原惺窩は、波見に立ち寄る前に内之浦湊に上陸している。内之浦湊もまた海外交易路の重要な寄港地で、惺窩もこの内之浦で唐船の来航を目撃し、ルソンから来航した唐船の商人と筆談を交わしている。³⁴この内之浦湊で役人とつとめていたのが竹下宗怡という人物である。竹下宗怡は、実名は頼堅、伊賀守、法号を悦顔宗怡居士といった。³⁵日向東部の日井湊の役人をつとめていたが、伊集院忠棟が鹿屋を領すると高州湊の役人をつとめるようになる。この高州は大隅半島の西岸にあり、鹿児島湾の水上交通では重要な湊であり、またこの地には多くの倭寇被虜人がいたことを『日本一鑑』・「窮河話海」(第四)は記している。一五九五(文禄四)年に伊集院忠棟が内之浦を領するようになると、内之浦の湊役人をつとめることになった。このように竹下宗怡は南九州の湊役人を歴任していた。『南航日記残簡』によれば、竹

下宗怡は琉球に妻子を置いており、南九州や琉球に拠点を置き貿易にも従事する海商であったことになる。³⁶

山下宗安は島津氏直営船による琉球貿易に関与する海商で、同時に坊津や波見などの湊役人を務めており、竹下宗怡は琉球にも拠点を置く海商で、日井・高州・内之浦などの湊役人を務めていた。この二人の事例から、島津氏支配下の湊では海商が湊役人として主要湊の管理を任せられており、さらに周辺海域の廻船ネットワークの統制を任ざられていたことになる。島津氏にしてみれば、主要湊に有力海商を配置し、その湊の支配を担わせるとともに、海域に對する支配を強めていったのである。

『南航日記残簡』によれば、波見・内之浦のほかにも、高洲役人・右田監物、山川役人・野間口内蔵助、鹿児島役人・染川源丞の名が湊役人として記されている。³⁷十六世紀末、島津氏は領国内の主要湊に役人を配置する体制を整えていたのである。

第二節 文禄検地における海商

さて、山下宗安も竹下宗怡も、湊役人として大隅半島東岸の主要湊に移封となったのは、一五九五(文禄四)年である。これは、この時期におこなわれた文禄検地によるものである。島津氏は、豊臣政権下で領内での検地を実施す

ることで蔵入地を拡大し、朝鮮侵略への軍役を可能な限り調達するための基盤を固めようと図っていた。⁽³⁸⁾ 文禄検地は、陸上だけでなく海域にも大きな影響を与えた。まず中世以来主要湊を支配し海商と結びついていた領主が転封となったことである。例えば、琉球王府と通交関係にあった種子島氏は知覧へ転封となっている。⁽³⁹⁾ また根占湊は琉球渡海朱印状を交付された海商が拠点としており、この地を支配していた祢寝重張も琉球王府と通交関係にあったが、重張もまた吉利に転封となった。⁽⁴¹⁾ このように中世を通じて湊を支配していた勢力がいなくなったことで、新たに湊支配体制を構築していく必要が生じたことになった。そこで島津氏は、山下宗安や竹下宗怡など関係の深い海商を主要湊に配置し、海上ネットワークの統制に利用していったのである。中世以来の海上勢力と結びついた領主の転封、湊役人の移封はまさに「海の所領替」とも言うべきものであった。

文禄検地が海域に与えた影響として、海商が島津氏の軍役体制に組み込まれたことも重要である。朝鮮侵略に際して島津氏は人数・兵糧を調えることができなかったが、なかでも輸送の船舶すら確保できずに多くの家臣が国元から朝鮮へ自船で渡海していた点に注目したい。⁽⁴²⁾ 文禄検地によって島津氏は海域支配を再構築するとともに、豊臣政権から課される軍役、特に水軍編成の強化が必要であったのであ

る。

島津氏の軍役体制に加わった海商のひとつが大迫氏である。大迫氏は、山川に拠点を置いた朱印船貿易家で、慶長十二年十月六日付で徳川家康から東埔寨への異国渡海朱印状を交付されている。⁽⁴³⁾ この他にも伊作産の馬と金仕立ての鞍道具を「るそん屋形」へ進上し、壺と巻物を呂宋から持ち帰っており、また川内（交趾）・天川へも渡海している。⁽⁴⁴⁾ このように朱印船貿易家として活躍した大迫氏は、朝鮮渡海を理由に山川屋敷の公役を免除されていることから、島津氏の軍役体制に加わっていたことがわかる。文禄検地、慶長の役を通じて島津氏の大名権力が確立していくなかで、島津氏と関係の深かった海商はその軍役体制のなかに次第に組み込まれていくことになる。

海商たちが軍役に取り込まれていった様相を、さらに大坂の役における島津氏の水軍編成からみておきたい。一六一三（慶長十八）年、大坂の役に際し、島津氏は水軍として次のような軍役を課している。

【史料九】⁽⁴⁶⁾

船手千人 船数大小四拾六艘

山鹿越右衛門、連長坊、森喜右衛門、奈良原喜左衛門尉、山本勝左衛門、野村玄蕃助、坂元壱岐掾、城

井三郎兵衛、川野献右衛門、新納但馬守、大根占御
飯屋・宮里但馬守、小根占御飯屋・播磨屋休兵衛尉、
佐多御飯屋、山川御飯屋・野間口彦左衛門、坊津御
飯屋・山崎土佐守、泊御飯屋・山下志摩丞、久志御
飯屋・岡本茂右衛門、秋目御飯屋・邊牟木勝兵衛尉、
片浦御飯屋・宮原典兵衛尉、神川御飯屋、市来湊御
飯屋・児玉次左衛門、串木野御飯屋、向田町御飯屋・
野入備後介、京泊御飯屋・寺田市（量？）右衛門

船奉行・山鹿越右衛門を中心に大根占・小根占・佐多・
山川・坊津・泊・久志・秋目・片浦・神川・市来・串木野・
向田町・京泊といった湊の飯屋ごとに軍役が課され、さら
に飯屋から各湊の船子などへ軍役が振り分けられていた。
では【史料九】に記されている飯屋の役人はどのような人々
であったのだろうか。

泊飯屋の山下志摩丞は、前出の【史料七】の②条におい
て、鳥原宗安が福州から乗り帰った唐船を「泊之津假屋山
下志摩丞申請、呂宋江罷渡被申候」とあることから、
呂宋交易をおこなう海商であったことがわかる。⁽⁴⁷⁾ 坊津飯屋
の山崎土佐守もまた海商の一族と推測される。天正十年正
月十七日付で坊津権現丸船頭山崎新七郎宛で琉球渡海朱印
状が島津義久から発給されており、このことからおそらく⁽⁴⁸⁾

琉球貿易に関わる一族と考えられる。このほかにも小根占
の播磨屋休兵衛は、その名から察するに海商と思われるが、
一五九九（慶長四）年に川上右京亮のもとで下代として小
根占の支配に関与していた。⁽⁴⁹⁾

大坂の役における島津氏の水軍編成を分析していくと、
琉球・東南アジア貿易をおこなっていた海商を湊役人に任
命しており、この湊役人に対して軍役を課し船奉行のもと
で水軍として編成いたことになる。

以上のように島津氏は海商を湊役人に任命することで周
辺海域の海上ネットワークを統制し、さらにその海商を軍
役体制のなかに組み込むことでみずからの支配下に置いて
いたのである。

第三章 薩南諸島の海民集団と琉球王府・島津氏

第一節 七島衆の交易活動

本章では薩南諸島の島嶼部を支配する七島衆について考
察していきたい。

十六世紀後半の九州には倭寇に捕らえられた被虜人達が
数多く居住していたが、その一人に薩摩の許儀後がいる。
許儀後は、広東海上で倭寇に捕らえられ薩摩に連行された
被虜人で、医師としての技術があったため島津義久の侍医

となつた人物である。⁽⁵⁰⁾ 彼はしばしば島津氏のもとを訪れる中国人海商の通訳をつとめていたことから、南九州海域の情報に通じていた。その許儀後は、秀吉の朝鮮侵略に際して明朝へ倭情を通報しており、⁽⁵¹⁾ そのなかで日本周辺海域の島嶼については次のように報告している。

【史料十】⁽⁵²⁾

雑島各有小王鎮之盡属関白

一岐 對馬 此島與高麗相近每相往来

長岐 平戸 五島 種子島

七島 此島近琉球

ここに挙げられた「雑島」には特徴がある。長岐・對馬は、朝鮮との通交における重要拠点であり、また長崎・平戸・五島は、中国商船やポルトガル船の来航地である。種子島は遣明船の寄港地でもあり鉄砲伝来でも有名である。すなわち「雑島」は、いずれも対外交易の重要拠点なのである。そして薩南諸島海域では、種子島とともに七島が挙げられていることが注目される。さらにこれらの地域は「小王」すなわち領主が統治していたと記されている。このように許儀後の報告内容からは、対外交易の重要拠点を支配する海上領主としての七島衆という側面を知ることが

できる。

では、七島衆は「小王」を称されるほどの海上領主へどのようにして成長していったのであろうか。その背景として七島衆の交易活動をみていきたい。一六三三（寛永十）年、尚豊の国王即位に伴い明朝から冊封使が派遣される。この時の評価貿易に関する史料のなかから、七島衆および薩南諸島周辺の動向をうかがうことができる。

【史料十一】⁽⁵³⁾

覚

- ① 一、新納加州老・最上土州老を以、唐江銀子過分ニ可被相渡儀申候處、三司官談合を以、如其可致才覚由、御返事被爲申候、先以肝要ニ存候事、
- ② 一、冠船ニ商賣之時、商人手前纏運上者、銀子二分運上たるべき事
- ③ 一、七島衆、唐江商売之仕様、一円ニ無沙汰不審深重事、
- ④ 一、御國之歴々、町人并七島衆、内証を以銚（詔カ）銀堅可被爲停止由、三司官江可被仰渡事
- ⑤ 一、生鹿式十、其許江下可申事、但八月下可申事、
- ⑥ 一、七島中銀子持衆江可被成御借銀候談合ニ而候、右之衆、其地江罷居候者堅仰付候、書物別紙ニ候事

但、御借銀方於難渋申者、已来本琉球江被遣問敷事

⑦一、徳之嶋あやしられ、永良部こへきひり、城之大屋子江可被成御借銀由候、和平も少可被相付候、今度市来泉守殿ニ而申下候、其許よりも被仰通可被爲請取事、

⑧一、上船改之儀、被入念候様ニ、三司官江可被仰渡事、
⑨一、琉球之歴々并町人、冠船之可致買物時、爰許之衆なミの運上、王位江可被差上事

以上

寛永九年 六月二日

川上左近将監

喜入撰津守

川上又左衛門

【史料十一】は、評価貿易統制についての薩摩藩の指示である。③・④・⑥から、七島衆は「唐江商売」をおこなひ、薩摩藩から借銀を申し込まれるほどの資本を蓄積した交易集団であったことがわかる。この七島衆に対して薩摩藩は内証での貿易資本投下を禁じ、さらに借銀に応じない場合には琉球渡海を禁じると圧力をかけている。一方で③では七島衆の交易活動に対して「不審深重」と述べており、

一六三〇年代に至っても薩摩藩はその交易活動を依然として完全には掌握できていなかったのである。

【史料十一】では、薩摩藩の貿易統制や七島衆の活動ばかりでなく、奄美諸島の動向も注目される。⑦において島津氏は、七島衆と同じく徳之島あやしられ・沖永良部島こへきひり・城之大屋子といった奄美諸島の在地勢力へも借銀を申し込んでいる。農業生産力は決して高くないことを考えると、やはり七島衆と同じく交易活動に従事していた可能性が考えられる。⁵⁴⁾

トカラ列島海域は、黒潮が島嶼と衝突し分流していくため、海上航路の難所の七島灘として名高い。このような海上航路の難所では、潮流などについて熟知している水先案内人の存在が重要である。七島衆は、七島灘については熟知していたであろうから、この海域を商船が盛んに往来するようになる、水先案内人としての彼らの役割はより一層重要となる。往来する商船に同船あるいは船団に加わることになれば、交易に関与する機会も生まれてくるはずである。こうして七島衆自身も交易集団として成長していき、海上領主へと勢力を拡大させていったと考えられる。

第二節 七島衆と琉球王府との関係

海上交通の難所であるという地理的な特徴によって七島

衆は水先案内人から海上勢力へと発展していくことになったが、一方で難所であることはトカラ列島に大型船が寄港できるような天然の良港が存在しないということの意味し、七島衆はトカラ列島以外の地域、すなわち南九州や琉球に拠点を形成しなければならなかった。このことから、七島衆にとって交易拠点の湊を支配する琉球王府や島津氏との関係が重要となってくる。

まず琉球王府と七島衆との関係をみていきたい。島津氏の琉球侵入について記された『琉球入ノ記』には、中国、日本商人、鹿児島・坊津・山川・七島衆の商人が集まり交易をおこなった記されており、七島衆も琉球で中国船と交易をおこなっていたことになる。寛永十一年十月十九日付の薩摩藩家老から三司官宛の「覚」で、薩摩藩は琉球において廻船業者が女房・家を持つことを禁じ、その対象は七島衆にまで及んでいることから、それ以前まで七島衆は琉球に居住し交易拠点としていたことになる。

一五七九年に来琉した冊封使・簫崇業は、日本商人が琉球を訪れる理由として「名は往賀と稱するも、實は則ち其國に於いて索通すること也」と借銀の取り立てに琉球へ来航していると記している。『琉球入ノ記』では、島津氏の琉球侵入の要因として、次のような七島衆と琉球王府との間での借銀問題が記されている。

【史料十二】⁽⁵⁸⁾

然者両人之親方も諸船頭江被仰聞候者、國主方も銀子別而差支候、大和之殿様江御訴申上候而、銀子貳百五拾貫目拜借仕度可被仰上旨御頼ニ付、諸船頭地那親方・池城親方と相談之上、利銀五割に相究大和江御訴申上、願之通銀子貳百五拾貫目拜借被仰付持下、右両人御役人江相渡、毎年利米として五枚帆餘多も琉米積登上納仕来事ニ候

琉球王府は、財政難のため銀子二五〇貫目・利銀五割での借銀を「大和之殿様」へ申し入れ、その仲介を七島衆船頭へ依頼したとしている。「大和之殿様」とは、おそらく島津氏であろうから、琉球王府は七島衆を通じて島津氏から借銀していたことになる。実際に島津氏からの借銀があったかは確認できないが、日本から借銀をしていたことを示す事例がある。一五九二（文禄元）年、島津義久は竜泉寺僧を琉球王府に派遣し、借銀の返済・完納を催促、これに対して琉球王府は京都への借銀を唐物で返済している。このような事例を考え合わせると、十六世紀後半、琉球王府は、来琉する日本商人に対して借銀やその仲介を依頼するようになり、経済的に日本商人への依存を強めていたことになる。

七島衆と琉球王府との関係は、琉球王府の外交記録である『歴代宝案』からも知ることができる。一五九九年、琉球王府は「七島船装載記助回國報道探得関白於本年柒月初陸日身故」⁽⁶⁰⁾と秀吉死亡の情報を明朝に伝えているが、王府はこの情報を七島船から得たと明朝に伝えている。明朝は秀吉に関する情報を収集すべく、琉球王府に対して倭情の偵察と福建巡撫への報告を命じていたが、戦局に大きな影響を与えかねない秀吉死亡の情報を、琉球王府は七島衆から提供されていたことになる。

『歴代宝案』のなかには、七島衆との関係を琉球王府がどのように認識していたのかを知ることができる史料もある。琉球王府は秀吉死亡の情報を朝鮮王朝にも伝えた。その咨文では、「照所屬七島山來報關白於貳拾陸年柒月初陸日身亡」⁽⁶²⁾として、関白秀吉の死亡情報を七島衆の来報としている。注目されるのは、七島を「所屬」すると表現していることである。王府は七島を自らの支配下にあるものとして、対外的に示していたのである。しかし、七島が実際に琉球王府の支配下にあったわけではない。琉球王府の支配を示す辞令書は、大島や喜界島からは発見されているが、七島への辞令書はまだ発見されていない⁽⁶³⁾。このことから、七島衆に対して強い支配力はないものの、琉球王府の外縁的な存在として認識されていたと考えられる。

第三節 七島衆と島津氏との関係

つぎに七島衆と島津氏との関係、特に島津氏の七島支配についてみていきたい。【史料三】の中山王書簡を伴って薩摩に渡海した一五七八（天正六）年の琉球使節について、『南聘紀考』には琉球使節からの贈答品と贈答相手が記載されている。このなかで注目されるのは、琉球使節から「七島地頭」である伊地知重実へ織物一端・綿二把が贈られていることである⁽⁶⁴⁾。戦国期の島津氏の七島支配では、七島地頭が設置されていたことがわかる事例である。

七島地頭は、戦国から近世初期にかけて伊地知氏が世襲していた。伊地知重実の子・重房は七島地頭に任じられており、また重房の子・重康も七島・久志地頭に任じられている⁽⁶⁵⁾。伊地知重康については、一六一二（慶長十七）年六月四日から十二月二十九日までの日記が残っている⁽⁶⁶⁾。一六一二（慶長十七）年は重康の父・重房が七島地頭に任じられた時期となる。日記には、重康が七島衆を供応している様子（十二月八日条）や、七島衆へ贈る五明を調達している様子（十二月二十八日条）が記されており、重康のもとを七島衆が訪れていたことがわかる。注目されるのは、十一月二十日条に「七島くじ（郡司）殿被参候」という記述である。島津氏家臣の七島地頭のもとを七島衆の七島郡司が訪れていることがわかる。このことから十六世紀後半か

ら十七世紀初頭にかけての島津氏による七島支配として、七島地頭と七島郡司が置かれ、七島地頭には島津氏家臣が任命され、七島郡司には七島衆が任命されていたこととなる。このような七島地頭・七島郡司の存在は、中世的な支配形態が継続していたものと考えられる。ここで留意しておきたいのは、七島地頭・七島郡司という支配関係が必ずしも強固ではなかったということである。第一章の第二節で検討したように、島津氏が商船の派遣を停止していた時期に七島船が薩琉間を往来しており、また【史料十一】でも七島衆の交易活動を「不審」として掌握していなかったことから考えると、この支配関係はむしろ緩やかなものであったといえる。

ここで七島衆と島津氏・琉球王府との関係について、その特徴をまとめておきたい。島津氏は七島地頭・七島郡司を通じて七島衆を名目上支配していた。一方、琉球王府は七島衆と経済的に深い関係にあり、七島を「所屬」する地域として認識していた。このような関係を支配者側の島津氏と琉球王府からみると、七島衆は島津氏と琉球王府との「所屬」関係にあったと言えよう。しかし、七島衆は秀吉の朝鮮侵略に際して島津軍に参陣しながらも琉球王府に対しては倭情を通報しており、島津氏と琉球王府にとっては敵味方が逆となるような行動をとっている。このような行

動を考えると「所屬」関係というよりは、むしろ自立性の強いとしての海民集団であったと言えよう。

十六世紀後半には自立性の高い海民集団として活躍した七島衆であるが、彼等もまた島津氏権力に取り込まれていく。一六〇九（慶長十四）年の島津氏の琉球侵略により、薩南諸島海域の支配権は完全に島津氏に帰することになった。さらに、七島衆の活動を支えた福建・南九州を結ぶ海上交易路は、幕府の対外政策によって大きく変化する。幕府は、一六三五（寛永十二）年に中国船の日本来航を長崎へ限定し、さらに日本船・日本人の海外渡航を禁じた。これにより七島衆が水先案内人として中国船に乗船することもなくなった。十六世紀以来続いていた福建・南九州の海上航路は、幕府によって消滅させられたことになる。

このような幕府の対外政策により、薩南諸島海域の様相は大きく様変わりし、七島衆もその活動を大きく変えることになる。七島は薩摩藩の蔵入地として御船奉行の支配下に置かれ、口之島・中之島・宝島には津口番所が設置され、七島地頭は廃止される。一方、七島衆から任用する七頭郡司については近世においても存続することになる。⁶⁸七島衆は、十六世紀の海上領主として立場を失い、十七世紀中頃には完全に薩摩藩の支配下に置かれたのである。そのなかで七島衆は琉球と薩摩を往来する廻船業を営むのである。⁶⁹

おわりに

最後に海商・海民集団によって支えられた琉球と南九州との交流の特徴についてまとめておきたい。

琉球から薩南諸島、南九州へ至る海域は、十六世紀には中国との遠隔地交易路に組み込まれた。この海域に拠点を置く海商や島嶼部の海民集団はこの遠隔地交易に関わり、また南九州や那覇はその中継港として往来する海商の拠点となっていた。

南九州に拠点を置く海商は、山下宗安や島原宗安のように島津氏の提供する船舶や貿易資本を請け負い、評価貿易などの琉球貿易に参画するものや、また山下志摩丞や大迫氏のように東南アジア貿易に従事するものがあらわれる。海商は島津氏の提供する船舶や貿易資本を運営して海外貿易に参画するようになるのである。一方、島嶼部では海民たちが遠距離交易に関わるようになり、次第に交易集団となっていく。トカラ列島海域の七島衆は、那覇に交易拠点を置き、琉球と南九州との間を往来し交易をおこなっていた。七島衆もまた評価貿易にも参画し、多額の貿易資本を蓄積するほどに成長した。

琉球から南九州海域での交易ネットワークを形成した海

商・海民集団は、そのネットワークを活かして島津氏と琉球王府との間で情報や書翰を持ち運ぶようになり、禅僧とともに外交使者としての役割を果たすようになる。十六世紀後半における島津氏と琉球王府との外交交渉は、このような海商ネットワークによって支えられていた。

陸の大名島津氏が権力を拡大していくと、海商たちの活動にも大きな影響を与えることになる。山下宗安や竹下宗怡、山下志摩丞などの海商は、島津氏によって南九州に点在する主要な対外港の湊役人に任命され、湊の支配を任されていた。そしてこれらの湊に寄港する廻船衆との取次もおこない、島津氏の海域統制に関わることとなる。島津氏は湊役人となった海商を通じて海域への影響力を強めていったのである。さらに島津氏領内における文禄検地を契機に、南九州に拠点を置く海商たちは湊役人を中心として水軍編成に組み込まれ、島津氏の軍役体制のなかにとりこまれていく。一方、島津氏からも琉球王府からも自立性が強かった七島衆は、島津氏の琉球侵入により那覇での拠点を失うと、島津氏の支配を受けることになる。

島津氏の海域統制が強まると同時に、海商・海民集団によって支えられた交流形態は幕府の対外政策によって大きく変化する。長崎への唐船廻航や日本人の海外渡航禁止政策などによって遠隔地貿易の道は途絶えてしまい、遠隔

地交易をおこなっていた交易集団は解体されるのである。七島衆は薩琉間での廻船業にたずさわるようになり、一方山下宗安などの海商は士分となって島津氏家臣団に編成されていった。⁽⁷⁰⁾

島津氏の琉球侵入以後、薩摩藩による琉球支配制度がつけられていくと新たな交流形態が生まれる。琉球王府が使節を薩摩に派遣する上国使者制度が成立すると、使者の移動に伴って多くのヒト・モノが移動するようになり、また鹿児島城下には鹿児島琉球館が設置されヒト・モノの移動の拠点となる。近世日本と琉球王府との間での外交関係に基づいてヒト・モノが移動する交流形態が拡大していくのである。⁽⁷¹⁾

註

- (1) 岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』（研文出版 一九九七年）一九三―一九九五頁
- (2) 上里隆史「古琉球・那覇の「倭人」居留地と環シナ海世界」『史学雑誌』第一一四編第七号、二〇〇五年。
- (3) 冊封・朝貢関係と華僑ネットワークについては、小葉田淳『増補 中世南島通交貿易史の研究』（臨川書店、一九九三年）、高良倉吉『琉球王国』（岩波新書、一九九三年）、豊見山和行『琉球王国の外交と王権』（吉川弘文館、二〇〇四年）、真栄平房昭「琉球―東南アジア貿易の展開と華

- 僑社会」『九州史学』七六、一九八三年）などがある。一方、島津氏との関係については、紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』（校倉書房 一九九〇年）、喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』（国書刊行会、一九九三年）、上原兼善『幕藩制形成期の琉球支配』（吉川弘文館、二〇〇一年）などがある。また『九州史学』第一四四号（二〇〇六年）では「環シナ海世界と古琉球」として特集号が組まれており、本稿に関連するものとして伊藤幸司「十五・十六世紀の日本と琉球―研究史整理の視点から」、荒木和憲「十五・十六世紀の島津氏―琉球関係」などの論考が所収されている。
- (4) 黒嶋敏「琉球王国と中世日本―その関係の変遷」『史学雑誌』第一〇九編第十一号、二〇〇〇年）、真栄平房昭「十六―十七世紀における琉球海域と幕藩制支配」『日本史研究』五百号、二〇〇四年）、中島栄章「ポルトガル人の日本初来航と東アジア海域交易」『史淵』一〇四号、二〇〇五年）、福島金治「戦国期島津氏琉球渡海印判状と船頭・廻船衆」（有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六年）
- (5) 十五世紀における琉球王府と海商については、博多商人の活動を中心に佐伯弘次「室町後期の博多商人道安と東アジア」『史淵』一四〇、二〇〇三年）、橋本雄「中世日本の国際関係」（吉川弘文館、二〇〇五年）第二章などの研究がある。
- (6) 佐伯弘次「室町前期の日琉関係の外交文書」『九州史学』一一一号、一九九四年）、伊藤幸司「大内氏の琉球通交」

『年報中世史研究』二八、二〇〇三年)、黒田前掲論考などがある。

(7) 村井章介「十五〜十七世紀の日琉関係と五山僧」(『東アジア往還—漢詩と外交—』朝日新聞社、一九九五年)、伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』(吉川弘文館、二〇〇二年) 第三部第一章

(8) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年) 第四章。南九州における「海賊」行為については、千葉恵菜「近世初頭の「ばはん」問題と島津氏—対明交渉の関係から—」(『南島史学』第四七、一九九六年) を参照。

(9) 鄭舜功著『日本一鑑』(文殿閣印影印本、一九三九年)。十六世紀の東アジア海上航路については、内田昌子「向達校注『両種海道針経』中の「順風相送」について」(『南島史学』二五・二六、一九八五年)、森勝彦「中世九州の交易港と唐人町」(『国際文化学部論集』第二巻第一号、二〇〇一年) を参照

(10) 『日向記』(宮崎県史叢書、一九九七年) 一八七〜一八八頁

(11) 岸田裕之『大名領国の経済構造』(岩波書店、二〇〇一年) 三三五頁

(12) 『旧記雑録 後編一』九二六号(出典は『鹿児島県史料』号は文書番号)

(13) 「あや船一件」と呼ばれるこの時の交渉の経緯については、喜舎場前掲書第一編第二章、黒嶋前掲論文、荒木前掲十六・十七世紀における琉球・南九州海域と海商

論文を参照

(14) 『旧記雑録 後編一』九六七号

(15) 『旧記雑録 後編一』一〇七七号

(16) 葉貫磨哉「日本禅僧の琉球発展について」(『駒沢史学』七、一九五八年)。後年廃寺となった。(『琉球国由来記』

(17) 『旧記雑録 後編一』五五五号。広濟寺雪岑の経歴については、村井前掲著書二〇六〜二〇七頁

(18) 前掲(7) 論考

(19) 七島衆については、紙屋敦之前掲著書第二部第三章・第三部第一章、真栄平前掲「トカラ海域史の視点」(『東北学』五号、作品社、二〇〇一年)、徳永和喜「トカラ列島、その海洋文化」(『東北学』六号、二〇〇二年)

(20) 『琉球薩摩往復文書案』(『那覇市史 資料編第一巻二編』、一九七〇年)

(21) 『旧記雑録 附録二』一一八五号

(22) 黒田日出男『謎解き洛中洛外図』(岩波新書、一九九六年)、榊原悟『美の架け橋—異国に遣わされた屏風たち』(ぺりかん社、二〇〇二年)、今谷明『京都・一五四七年—上杉本洛中洛外図の謎を解く』(平凡社ライブラリー、二〇〇三年) などを参照

(23) 『高山郷土誌』(高山郷土誌編纂委員会、一九九七年) 一一三九頁

(24) 徳永和喜「琉球渡海朱印状の一考察」(『西南地域史研究』三、一九八〇年)

(25) 『薩州唐物来由考』(『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史

料集六」五号

- (26) 渡辺美季「鳥原宗安の明人送還—徳川家康による対明「初」交渉の実態」(『ヒストリア』第二〇二号、二〇〇六年)。渡辺論考は、海商による外交活動が薩琉交渉だけでなく日明交渉においても大きな意味をもっていたことを示唆するものである。

- (27) 『南浦文集』(薩藩叢書刊行会『薩藩叢書』第二編、一九〇六年)

- (28) 上原兼善『幕藩制形成期の琉球支配』(吉川弘文館、二〇〇一年)七八〜八二頁

- (29) 那覇に多くの「倭人」が集まっていた様相については上里前掲論考を参照

- (30) 『列朝制度』(『藩法集八 鹿兒島藩上』)一九七七号

- (31) 『上井覚兼日記(上)』(『大日本古記録』、岩波書店 一九五四年)二一四頁

- (32) 『高山郷土誌』一一三九頁

- (33) 右同

- (34) 内之浦における竹下宗怡については、太田兵三郎他編『藤原惺窩集 下』(思文閣出版、一九七八年)三七九〜三八〇頁

- (35) 重永卓爾「島津氏の一六世紀末における海外通交の諸相—港津の支配機構と朝鮮侵略をめぐって—」(『季刊南九州文化』第七五号、一九九八年)

- (36) 上里前掲論考

- (37) 前掲(34)

- (38) 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房、一九九〇年)第二部第二章・第三章。戦国期における島津氏の水軍については中村知裕「島津氏の領国支配と水上交通」(『年報中世史研究』三一号、二〇〇六年)を参照。

- (39) 山下真一「中近世移行期の種子島氏—島津氏の権力編成との関連で」(『日本歴史』六九四、二〇〇六年)

- (40) 徳永前掲論考

- (41) 『鹿兒島県史第一巻』(鹿兒島県、一九三九年)

- (42) 山本前掲著書二三〇〜二三三頁

- (43) 『大迫文書』(『旧記雑録 拾遺家分け六』)一号

- (44) 『大迫文書』(『旧記雑録 拾遺家分け六』)一〇号

- (45) 『大迫文書』(『旧記雑録 拾遺家分け六』)四号

- (46) 『旧記雑録 後編一』四〇〇号

- (47) 岩生成一氏は、一六〇〇(慶長五)年十一月に呂宋近海でオランダ船団に遭遇した日本船の船長「山下七左衛門」と同一人物と推測している(『新版朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)一三二〜一三五頁)。また泊津と坊津は近接しており、坊津を拠点としていた山下宗安の一族と推定できる。

- (48) 徳永前掲論考、福島前掲論考

- (49) 重永前掲論考

- (50) 管寧「秀吉の朝鮮侵略と許儀後」(『日本史研究』二九八号 一九八七年)

- (51) 松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」(『末永先生米寿記念献呈論文集 坤』、一九八五年)

- (52) 侯継高著『全浙兵制考』(内閣文庫所蔵) 卷二所収
- (53) 『旧記雑録 後編五』五二一―二二二号文書
- (54) 上原前掲書 四六―四八頁
- (55) 『旧記雑録 後編四』六五九号
- (56) 『旧記雑録 後編五』七八三号
- (57) 原田禹雄訳注『夏子陽使琉球録』(榕樹書林 二〇〇一年) 四〇二頁
- (58) 『旧記雑録 後編四』六五九号
- (59) 紙屋敦之『大君外交と東アジア』(吉川弘文館、一九九七年) 八一―八二頁
- (60) 『歴代宝案 校訂本第一冊』(沖縄県立図書館史料編集室編、一九九三年) 一〇七―一〇六号文書
- (61) 外間みどり「万曆中・後期における明の対琉球姿勢の変遷の一側面」『琉大史学』第十五号 一九八七年)
- (62) 『歴代宝案 校訂本第一冊』一―三九―一九号文書
- (63) 辞令書については高良倉吉『琉球王国の構造』(吉川弘文館 一九八七年) を参照
- (64) 『南聘紀考』(『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集 六』) 五四―一頁
- (65) 『鹿児島県史料集十三 本藩人物誌』(鹿児島県史料刊行委員会 一九七三年) 六頁
- (66) 『旧記雑録 後編四』一〇七四号
- (67) 『列朝制度』(『藩法集八 鹿児島藩上』) 一九七七号
- (68) 紙屋氏は、「七島郡司」の名称について同時期の琉球国王の名称である「琉球国司」との関連を指摘している(紙屋前掲(3)著書)。
- (69) 近世期の七島の概略については、紙屋前掲著書(3) 二一―三〇頁
- (70) 『高山郷土誌』一一三九頁
- (71) 拙稿「近世日琉関係における鹿児島琉球館」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四八、二〇〇二年)
- 王の名称である「琉球国司」との関連を指摘している(紙屋前掲(3)著書)。